

統計委第3号
令和元年6月27日

総務大臣
石田真敏 殿

統計委員会委員長
西村清彦

公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）

昨年末に明らかとなった毎月勤労統計における不適切事案を発端として公的統計に対する国民の信頼は大きく損なわれた。ここ数年来、政府において経済統計を中心とする抜本的な改革が進められている途上で、このような事態が生じたことは誠に遺憾である。

統計委員会は、統計作成機関が講ずべき措置を第一次再発防止策として、以下のとおり取りまとめたので建議する。

総務大臣におかれては、本建議の内容を速やかに各府省に通知するとともに、この内容が速やかに実行に移されるよう適切に取り計らうことを要請する。

【公的統計の信頼回復に向けた考え方】

<ガバナンスの確立と質・量の両面からの体制整備>

今般、最も影響度が深刻であった毎月勤労統計の事案では、端的に言えば、組織内におけるガバナンスが十分に機能しなかったことが最大の要因と考えられる。また、その他の事案の中には、影響度が小さかったとは言え、一歩間違えば深刻な影響を与える可能性があるものもあったことを踏まえれば、統計作成プロセスの適切な管理を含めたガバナンスの確立は最重要の課題である。

国民から信頼される統計を作成する上では、何よりも統計作成機関自身がガバナンスの確立に努めることが大前提であるが、それだけでは十分ではない。政府全体として、環境整備等により、統計作成機関のガバナンス確立の取組を実効あるものとし、その強化を後押しする必要がある。その意味では、統計に関するPDCAサイクルが確実に実行できるよう、体制を質・量の両面から整備することは、政府としての責務であると言える。特に、「質」という観点からは、統計は専門技術性の高い分野であり、専門知識を有する人材の統一的で計画的な育成が求められる。これは一朝一夕に解決できる課題ではなく、中長期的な取組が必要となるが、府省間の人事交流はもとより、若手研究者等の任期付職員としての採用、学界との交流などアカデミアとの連携等を含めて統一的に行い、より実効性のある対応が取られることを期待する。

<透明性の確保>

これらの取組の底流において一貫して求められるのは、透明性の確保である。統計作成機関においては、利用しやすい統計データを提供することはもとより、統計の作成に関する基本情報やその品質に関する情報を積極的に公開し、それを通じて利用者からの信頼を確保する必要がある。また、こうした対応を通じて、利用者から見た統計の品質を確認できるようになる。さらに、問題事案が発見された場合に備えて「バッド・ニュース・ファースト」（都合の悪いニュースこそ速やかに明らかにして、その組織が真剣にその問題に取り組んでいることを示す）の組織文化を定着させることが重要である。これによって、悪い事象が起きた場合に、その情報が一早く、責任者にまで連絡・報告され、迅速な対応が確実に取られるようになるのである。その際、問題事案に関する情報の開示を速やかに行うことを怠ってはならない。どのような事象が起きているのか、どの部門にどの程度の大きさの影響が生じるのかなどの情報を迅速に外部に提供することによって、統計利用者の被害を最小限に食い止めることが可能になる。

<関係者の協働による再発防止の徹底>

公的統計は、全ての国民が用いる共有の財産であり、また、その作成過程において調査対象となる国民や企業、作成業務を各府省とともに担う地方公共団体や民間事業者の協力が不可欠である。本建議に掲げる諸対策を真に実効性あるものとするには、こうした関係者全ての理解と協力を得た、「協働」の取組として進めていくことは必須の条件である。統計委員会としては、公的統計への信頼を高めるために、国民、企業を始めとする関係各方面に改めて広く協力を求めたい。その際には、統計利用者としての国民や企業の声を広く真摯に聞き、統計の改善を図るとともに、調査対象者としての国民や企業の負担軽減に最大限の努力を払うという統計作成機関の側の地道な努力を忘れてはならない。

<公的統計の信頼回復に係る政府の責務>

第一次再発防止策は、公的統計の信頼回復に向けた最初の一步にすぎない。これを絵に描いた餅とすることなく、公的統計の信頼回復を確実なものにしていくのは政府としての責務である。政府には、今回の対応を一過性の取組に終わらせることなく、公的統計のさまざまな改善を総合的かつ継続的に実現することを通じて、失われた公的統計の信頼を一日でも早く取り戻すことを切に希望する。

公的統計の総合的品質管理を目指して

目次

検討の経緯と対策の方向性等	……P 1
I. 統計作成プロセスの適正化	……P 2
1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立	……P 2
2. 統計作成プロセスの適正化	……P 3
（1）ICTを活用した業務プロセスの見直し	……P 3
（2）システムを用いたエラーチェックの徹底	……P 4
（3）調査担当から独立した分析的審査の実施	……P 4
（4）民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認	……P 5
（5）業務マニュアルの整備	……P 6
3. 統計の仕様・品質に関する情報開示（「見える化」）等による外部検証可能性の確保	……P 6
II. 誤り発生への対応	……P 7
1. 対応ルールの策定	……P 7
2. 行政利用の事前把握	……P 8
3. 調査関係データの保存	……P 8
III. 調査実施基盤の整備	……P 8
1. 体制の確保	……P 9
2. 情報システムの適正化	……P 10
3. 政府全体の統計ガバナンスの確立	……P 10
IV. その他	……P 11
1. フォローアップ	……P 11
2. 一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善	……P 12
（1）各府省の対応	……P 12
（2）総務省及び統計委員会の対応	……P 12
別紙	……P 13

検討の経緯と対策の方向性等

<検討の経緯>

- ・ 毎月勤労統計における不適切事案を発端として政府統計に対する国民の不信が高まる事態となった。また、本年1月に実施された、基幹統計に関する一斉点検では、承認された計画どおりに実施されていない統計が多く確認された。
- ・ こうした状況を踏まえ、本年1月に統計委員会に点検検証部会（以下「部会」という。）が設置され、全ての基幹統計及び一般統計（一般統計調査から作成される統計をいう。以下同じ。）を対象として、不適切事案の再発防止及び政府統計の品質向上等を目的に、点検検証を行うこととされた。

<検討の概要>

- ・ 基幹統計及び一般統計に関する一斉点検で報告のあった各事案について、部会でその影響度を確認したところ、影響度Ⅲ（利用上重大な影響のない結果数値の訂正事案）に相当するものは、基幹統計2調査、一般統計16調査で、影響度Ⅰ～Ⅱ（結果数値の訂正なし）のみに相当するものは、基幹統計21調査、一般統計138調査であったが、影響度Ⅳ（利用上重大な影響のある結果数値の訂正事案）に相当するものは、毎月勤労統計以外には見られなかった。
- ・ 部会では、統計作成プロセスの詳細な現況を把握するため、詳細な書面調査と、その結果を踏まえた全基幹統計に対するヒアリングを行い、再発防止策をとりまとめた。

<対策の方向性>

- ・ 重大な影響が生じた毎月勤労統計に対しては、今後さらに結果数値や作成プロセスについて重点的な検証を行い、他統計を含めてこのような影響度Ⅳの事案が将来起こることのないよう万全を期すことを目指す。万が一、そのような事案が発生した場合に、迅速かつ適切な是正策が確実に講じられるようにするための対策についても検討する。
- ・ 影響度Ⅲ以下に相当する事案については、当該事案自体の影響は重大でないものの、重大事案の今後の発生リスクを抑制する観点から対策を検討する。
- ・ ヒューマンエラーを皆無にすることは難しいこと、結果数値等に誤りが発生した事案の中には報告者の誤記入など統計作成機関だけでは解決できないものも散見されることを考えると、検討に当たっては誤りの発生率をいかに低下させるか、万が一発生した場合にその影響をいかに極小化するか、といったことに注力する方が費用対効果の観点から合理的である。
- ・ 以上のことを総合的に勘案し、今後の再発防止及び品質向上のために、統計の作成プロセスにおいて、ISO、JISによる総合的品質管理（注）の考え方に沿って対策を講じていくこととし、次のような基本的な視点の下で課題及び対応策を整理していく。

（注）TQM（Total Quality Management）の訳語で、製品だけでなく、その過程を改善することで品質を向上させるという品質管理（QC）の基本的考え方に、職員個人の能力向上や組織的な活動を加え、全社的な取組に発展させたもの

なお、「統計の品質」については、国際的に共通した概念として捉えるべきである。すなわち、統計の精度だけではなく、利用者にとっての利便性や公表の適時性なども含む幅広い概念として考えるべきである。

- ① 品質はプロセスで作り込む
事後的な検査、外部からの監察・評価には限界がある。プロセス中での品質保証に注力することが王道であり、また、最も効果的である。
- ② 透明性を確保する
統計の仕様・品質に関する情報の開示は、適切な統計利用及び利用者からの信頼確保に不可欠である。
- ③ 継続的にPDCAサイクルを回す
統計作成プロセスの中でPDCA（Plan-Do-Check-Act）のサイクルを回すことにより、不断の品質改善に取り組む必要がある。
- ④ 業務記録の保存を徹底する
業務の遂行を適切に管理する上でも、そして、PDCAサイクルを的確に回すためにも、業務記録を通じた再検証が不可欠であり、記録の保全はその前提条件である。
- ⑤ 必要な業務体制を整備する
統計の品質の確保・改善は、精神論だけでは実現できない。高い専門知識を有する人材・組織体制、その適切な運営・管理が必要である。
- ⑥ 府省間でノウハウ、リソースを有効活用する
府省間の比較で判明したグッド・プラクティスの共有に努めるとともに、優れたノウハウ、リソースを有する機関の協力を得て改善に取り組む。
- ⑦ ガバナンスを確立する
上記の確実な実行を保証するため、トップマネジメントが責任を持って取り組むこととし、その取組を可能な限り可視化する。

I. 統計作成プロセスの適正化

総合的品質管理の考え方の下、各府省の統計作成を改善する必要がある。

まずは、各調査担当者が、「品質はプロセスで作り込む」との理念に基づき、企画－実査－審査・集計－公表の各段階において、統計作成者としての責任感と専門家としての自覚をもって、日々の業務遂行やその改善に当たることが大前提となる。その上で、以下の措置を講ずる必要がある。

特に、PDCAサイクルや分析的審査の仕組みを速やかに導入することで、品質の確保・向上に万全を期すものとする。

1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立

毎月勤労統計の事案では、調査の骨格である標本設計が、専門的な検証が行われなまま、担当課限りの判断で著しく透明性を欠く手続によって変更され、更に幹部の無関

心が問題の発覚を遅らせた。また、賃金構造基本統計調査の事案でも、調査結果への重大な影響は認められなかったものの、同様の問題があった。

今回実施された一斉点検では、他の基幹統計及び一般統計においても、承認された調査計画どおり作成されていないものが多く見られた。部会で確認したところ、手続的な問題が大部分であり、重大な影響を及ぼすものは見られなかったが、これら多くの統計において、専門的な検証を経て策定された調査計画が軽視されていた事実を看過すべきではない。

部会が、全ての基幹統計を対象に実施したヒアリングでは、幹部職員の統計作成プロセスへの関与は、主として調査設計の変更時や結果数値の公表時に限定されており、調査結果の事後検証を含めた統計作成プロセスへの関与が十分行われていないことが明らかになった。調査の企画・変更においては、専門的な知見に基づき調査計画を策定し、それに沿って調査を実施した後に、統計幹事のトップマネジメントの下で事後検証を行い、以後の調査計画を改善するというP D C Aサイクルが確実に回るような仕組みの整備が必要である。

(改善策)

- ・ 各府省において、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルール化する。
- ・ 点検・評価を踏まえ、必要に応じて、業務マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる。
- ・ 点検・評価結果は、総務省に提出するとともに、各府省のホームページで公表する。
- ・ 点検・評価に当たっては、調査計画の履行状況等をチェックリストにより簡易に確認し、課題が発見されたものについて重点的な検証を行うなど、業務負担が大きくなりないうよう留意する。

2. 統計作成プロセスの適正化

企画－実査－審査・集計－公表の各段階において、ICTの活用、システム化の徹底、関係者間の連携強化や確認・チェックの重層化などにより、一層の改善を図り、統計の品質向上を目指す。

(1) ICTを活用した業務プロセスの見直し

膨大なデータを正確かつ迅速に収集・集計・分析し、その結果を広く国民に提供する統計業務は、一般にICTとの親和性が高い。今回の書面調査では、基幹統計においてオンライン調査の導入は相当程度進んでいる（基幹統計では、オンライン回収実施：48／54 調査、オンライン回答率：約半数の調査で30%以上）ことが確認されたが、オンラインで収集したデータを紙に印刷した後に再入力しているものも見られた。

また、複数の外部組織を経由してデータを収集している調査において、システムが円滑に連携されていないことから、途中でデータの欠落を生じ、それに気付かずに公表し

たため、多くの結果訂正事案が発生したケースも見られた。

(改善策)

- ・ オンライン調査の導入を一層推進する。一般にオンライン調査になじみやすいと考えられる企業対象調査、月次など調査頻度が高い調査、同一客体に継続して回答を求める調査、調査客体数が多いためオンライン利用の効果の大きい調査については、各調査の特性も踏まえつつ積極的な検討が必要である。また、オンライン回収率が低調な調査については、原因を分析し、調査対象の特性に応じた回収率の向上方策について検討する。
- ・ ICTを最大限活用して、調査票の回収、審査・集計、公表等の一連のプロセスにおいて、業務特性を踏まえつつ可能な限り職員等による手作業のデジタル化を進めるとともに、データが正確に流れ、組織やプロセス間でデータの欠落や転記ミス等の誤りが発生しないよう方法・システムの見直しを検討する。その際、将来的なシステム改修を柔軟に行えるよう、また、システム構築後に着任した職員でも業務内容とシステムでの処理内容の双方が理解できるよう、システム自体をブラックボックス化させず、持続可能なものとする必要がある。
- ・ 報告者負担軽減の観点から、事業所母集団データベースの活用等により、過去の調査等によって得られている情報のプレプリントを一層推進する。
- ・ 地方公共団体等が保有する行政記録情報の抽出、集計、転記等を行う形態の調査については、作業ミスの削減や報告者負担軽減の観点から、行政記録情報の円滑な収集方法を検討する。

(2) システムを用いたエラーチェックの徹底

膨大なデータを扱う統計作成プロセスにおいては、システムを活用した第1次のデータチェック（想定されるレンジから逸脱した異常値の検出、項目間の矛盾の検出等）の適切な実施が不可欠である。今回のヒアリングでは、全ての基幹統計でシステムを用いたエラーチェックが行われていることが確認できたが、一部プロセスでは目視によるチェックのみが行われているものも見られたほか、外部機関に集計業務等を委託してエラーチェックを実施している調査の中には、チェックの方法・内容について指示をしておらず、実施の有無を含めて、チェックの状況を把握していないものも見られた。

(改善策)

- ・ 調査の特性を踏まえつつ、システムによるエラーチェックの実施を徹底する。外部機関に集計業務等を委託している場合、エラーチェックの実施に加え、その方法・内容についても指示を行い、チェック精度の向上とともに委託事業者等の変更時における継続性の担保を図る。

(3) 調査担当から独立した分析的審査の実施

毎月勤労統計の事案では、全数で行うべき層について抽出調査に変更した際や、ローテーション・サンプリング導入時の断層に対して外部からの疑問が示されたときに、調

査手法変更による影響の分析が適切に実施されず、このことが問題の発生や発覚遅延の要因となっている。

毎月勤労統計以外の基幹統計についても、今回のヒアリングでは、各府省の統計作成体制の縮小に伴い、分析的審査の体制が削減されてきたとの回答が得られた。調査担当がしっかりと業務を遂行することは当然の前提であるが、それとは異なる視点から分析的審査を実施することも、統計の品質を高める上で重要である。

(改善策)

- ・ 統計幹事の下で、調査担当から独立した分析的審査担当官が、調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析に加え、調査担当が行う外部からの疑義照会への対応や、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策検討状況の管理等を実施する。
- ・ 分析的審査のノウハウや効果的な再発防止策等に関する情報は、各府省間で共有するとともに、困難な事案の分析に際しては統計委員会の指導の下で協力連携して対応する。

(4) 民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認

政府内の統計リソースが限られる中で、優れた能力を有する民間事業者を積極的かつ適切に活用していくことは重要である。また、今回のヒアリングでは、統計調査員による適切な業務の履行確認については、国が地方公共団体による調査員の任命状況を把握していない調査や、事務手引き等により適切な業務実施確保措置を求めている調査が見られたほか、調査員による不適切な調査による結果訂正事案が見られた。これらを勘案し、民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認について必要な対策を講ずる必要がある。民間事業者、地方公共団体等は、協働・連携して統計を作成するパートナーであり、円滑なコミュニケーションに努める必要がある。

(改善策)

- ・ 民間事業者への業務委託に当たっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)に基づき、品質確保に特に配慮が必要な契約については、業務遂行能力を踏まえた総合落札方式等の選定方法によることとし、仕様書や契約書に必要な内容を明記するとともに、適切な履行確認を行う。
- ・ 名簿提出等による調査員の任命状況の確認、統計調査員による適切な調査を確保するための措置(研修の実施や指導員による巡回等)を行うべきことについて、調査の事務手引き等において定めることとする。また、総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組(いわゆる「コンプライアンスチェック」)について、原則として、他府省においても導入する。
- ・ 調査実務を担当した民間事業者、地方公共団体等から、調査実施後等に今後の調査プロセスの改善に向けた意見を聞いて、調査設計等に反映させるなど、調査プロセス改善の参考とする。
- ・ 地方支分部局など、本府省とは異なる機関を介する場合についても、コミュニケーション

ョンエラー等による業務の不適切な履行が生じないように、関係者間の連携確保に万全を期す。

(5) 業務マニュアルの整備

今回の書面調査では、全ての基幹統計で業務マニュアルが作成されているとの回答が得られたが、一般統計においては約1割の調査で作成されていなかった。業務マニュアルは、人事異動等がある中で、多くの者が関与して実施される調査の品質を安定的に確保するとともに、PDCAサイクルによる業務改善を進める際の要となるものでもあることから、一般統計も含め、業務マニュアルの整備と、その内容の継続的な確認・見直しが必要である。

(改善策)

- ・ 調査の対象者や規模、調査事項、調査方法等が統計ごとに異なることも踏まえつつ、標準的な業務マニュアルを作成することは有益である。このため、平成28年12月に発覚した繊維流通統計調査の不適切事案を受けた再発防止策として、経済産業省が作成した省内向けの標準マニュアルを参考に、総務省において、記載すべき標準的な事項を示した標準マニュアルを作成・提供することで、各府省における、一般統計も含めた業務マニュアルの整備を進める。その際、統計作成に経験年数の少ない職員が携わっているケースが多いことを踏まえ、チェックリスト方式の活用を積極的に検討するものとする。
- ・ 作成した業務マニュアルについては、調査方法の変更等の事由がない場合でも、見直しの必要性の有無を含め、定期的な確認を行う。

3. 統計の仕様・品質に関する情報開示（「見える化」）等による外部検証可能性の確保

毎月勤労統計の事案の発覚は、統計ユーザーからの疑問が契機となった。部会において、基幹統計の過去の正誤情報・結果訂正事案について確認したところ、外部からの疑義照会が端緒となったものが少なくない（約2割）ことを踏まえれば、統計作成プロセスの透明性を確保して、外部検証可能性を確保するとともに、統計利用者に対する情報提供の改善も一層促進する必要がある。

(改善策)

<統計作成プロセスの透明化>

- ・ ブラックボックス化しやすい標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等（母集団及び標本の規模に関する情報を含む。）の情報について、調査計画に参考情報として記載することとした上で、全ての統計の調査計画を一元的に閲覧可能な形でインターネット上に掲載する。その際、上記I「1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立」により公表される調査実施後の点検・評価の結果情報とリンクさせるなど、調査実施状況と併せて閲覧できるようにする。
- ・ 各府省のホームページにおける統計に関する情報提供を充実させるため、基幹統計の統計精度に関する情報提供度をスコアリングしている「見える化状況検査」の継続的な

フォローアップを行うとともに、一般統計についても、見える化状況検査を実施する。

<統計の利活用の促進>

- 利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに結果数値等の誤り発見の観点からも有効であることから、外部ニーズの把握等を進め、適切な利活用を促進する。政府内利用については、下記Ⅱ「2. 統計作成プロセスの適正化」で整備する「利活用リスト」を活用して、調査事項や公表時期の変更を予定する際にはあらかじめ連絡することとする。
- 統計法等の一部改正法（平成 30 年法律第 34 号。令和元年 5 月 1 日施行）により、調査票情報の 2 次利用の範囲が拡大されたことを踏まえ、調査票情報の利用を一層促進する。このため、大学や行政機関等にセキュリティーを確保したオンサイト施設の設置を促進するとともに、3 年以内に、原則として、全ての基幹統計及びニーズの高い一般統計の調査票情報をオンサイト施設で提供できるようにする。
- 統計データの公表に当たっては、再入力や書式変換等の不要な利用しやすい形式で提供するなど、利便性にも配慮した形態とするとともに、政府統計のポータルサイトである e-Stat の利便性向上を図る。

Ⅱ. 誤り発生への対応

統計作成プロセスの改善により、誤り発生を抑制する必要があるが、結果数値等の誤りは、外的な要因（報告者のミス、委託事業者のミス、プログラムミス）を含めて様々な原因で発生すること等から、その発生をゼロにすることは事実上困難である。このため、結果数値等の誤りが発見された場合の対応方策をあらかじめ定めておくことにより、影響を極小化する必要がある。

1. 対応ルールの策定

外部からの疑義照会が結果数値等の誤り発見の端緒となる場合が少なくないが、各府省において、外部から調査結果に対する疑義照会があった場合に組織内で情報共有を行うためのルールはほとんど定められていない。

また、結果数値等の誤りを発見した場合の対応ルールについては、多くの基幹統計で定められており、省内の結果数値等の誤りに関する情報を一元的に集約し、原因分析、再発防止に取り組んでいる府省も見られたが、一般統計においては定められていないものが多かった。

(改善策)

- 各府省において、外部から結果数値に関する疑義照会があった場合の組織内情報共有ルール等を策定する。
- 結果数値等の誤りを発見した場合、統計幹事に報告し、その下で、結果数値等の訂正の速やかな公表、影響度に応じた対応（把握している利用者への連絡、報道発表等）、原因分析、再発防止策の検討等を行うことなどを内容とした対応ルールを策定する。

再発防止策の検討では、発生原因の分析結果を調査設計等にフィードバックして、ミスが発生しにくい業務プロセスへの変更（例：回答誤りが多発している場合、調査票や記載要領の見直し）を行うほか、当該誤りを発見できるようにするためのチェック方法の改善（例：エラー検出条件の見直し）や、過去の類似事案の有無の確認、類似事案に対して講じた再発防止策の効果検証を行う。

- 結果数値等の誤り分析情報（原因別の発生状況、効果的な再発防止策等）は政府全体で共有し、統計作成プロセス、特に審査分析方法の改善に活用する。

2. 行政利用の事前把握（統計のリコール制度）

毎月勤労統計の事案では、政府内における利活用状況を十分に把握できていなかったことから、結果数値等の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。

今回のヒアリングでも、統計作成者が、自ら作成した統計が政府内でどのように利用されているか十分に把握できていないことが確認された。このような状況では、結果数値等の誤りが発見された場合、迅速かつ的確な対応ができないことが危ぶまれる。

（改善策）

- 統計等のエビデンスに基づく政策立案を推進する各府省の事務責任者から構成されるEBPM推進委員会を通じて、政府内における統計ごとの利活用状況を定期的に確認し、利活用リストや結果数値等の誤りを発見した際の連絡ルールを定め、誤り発見時にその影響を迅速・正確に把握して適切に対応できる仕組みを整備する。

3. 調査関係データの保存

毎月勤労統計の事案では、長期にわたり不適切な調査が行われてきたことから、過去にさかのぼった再集計が必要となったが、必要なデータが保存されておらず、迅速かつ適切な再集計が困難となっている。今回の書面調査においても、文書保存期限が明確に定められていないなど改善が必要な点が見られた。

（改善策）

- 結果数値等の誤り等が発見された際に、過去にさかのぼって再集計が行えるよう、推計乗率等の補助情報を含む必要なデータの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を担保する。
- 都道府県や民間事業者など国以外の主体が保有・管理しているために永年保存されていない調査票情報等について、国に集約して保存する。

Ⅲ. 調査実施基盤の整備

上記に掲げた対策を講じるため、必要な体制等調査実施基盤を整備する必要がある。

1. 体制の確保

今回の書面調査とヒアリングにおいて、基幹統計の一部や多くの一般統計（政策部局で作成されている一般統計については約半数）が統計業務経験2年未満の者だけで作成されているなど統計作成の体制が極めて弱いものがあることが明らかとなった。また、企画や分析担当から要員が削減された結果、業務の改善や継続的な品質維持等に不安があるとの率直な声も聞かれた。今後とも統計の品質を維持し、更に向上させていく上では、そのための体制を質と量の両面から確保する必要がある。

（改善策）

＜各府省の体制＞

- ・ P D C A サイクル、分析的審査等に必要となる体制（分析的審査担当官等）を、所管統計の重要性や数・調査実施回数に応じて、各府省統計幹事の下及び総務省（統計委員会の事務局、政策統括官室）に速やかに配置する。
- ・ 各府省に配置する分析的審査担当官は、調査結果の分析的審査や調査設計等の変更時の影響分析を行うとともに、調査担当が行う外部からの疑義照会への対応や、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策の検討状況の管理等を通じて、調査の正確性を確保する役割を担う。
- ・ 統計幹事の下に、社会経済情勢を反映した調査内容の抜本的な見直し、I C T や行政記録情報、ビッグデータの活用等による調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直しなどを行う、各府省内で改革のエンジンとなる企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局が統計を作成する際の相談・支援窓口を計画的に整備する。
- ・ 調査担当の下に、統計作成プロセスの各段階におけるエラーチェック、委託事業者や地方公共団体等への履行確認、調査票データ等の保存など、統計作成プロセスの適正化に必要な体制を確保する。
- ・ 統計は、国民の合理的な意思決定の基盤として重要なものであり、誤りが生じた場合には社会に重大な影響を与えるものであることを考慮して上記を含め、その体制は中長期的な視点で継続的に確保していく必要がある。

＜都道府県の体制＞

- ・ 都道府県の統計専任職員については、調査環境の困難化、調査員の高齢化等の課題への対応、調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制のほか、大規模調査実施年の業務量増に対応できる体制を確保する。

＜各府省における職員の育成等＞

- ・ 調査担当には、統計業務経験者を配置する。調査の難易度、重要性、民間事業者の活用状況等も踏まえ、基幹統計には10年以上、一般統計のうち重要なものには5年以上の統計業務経験を有する者を配置し、そうした者を中心に作成することを基本とする。このような配置が困難な場合は、各府省統計幹事の下に整備された相談・支援窓口等の支援を受けながら作成する。

- 各府省は、専門的な知識を習得させるため、統計業務を担わせる職員に計画的に研修を受講させる。初任者には原則としてオンライン研修等による基礎的な研修（統計制度を含む。）、各府省の中核的な統計人材として育成する職員には長期研修や専門研修を積極的に受講させる。総務省統計研究研修所研修の研修定員の確保、各府省における代替要員の確保など長期研修等を受講しやすい環境を整備する。また、統計の作成・分析には統計学に加えて情報技術の知識が必要であり、これも併せて習得されるよう努めるものとする。
- 各府省の統計業務を総括し、統計委員会との連携協力の要となる統計幹事及びその下の統計部門の総括体制については、組織マネジメントの能力に加え、統計に関する知識経験を有する者を充てる。ただし、所管統計が少なく、統計幹事に統計に関する十分な知見を有する者を配置することが難しい府省は、統計技術的な見地から統計幹事をサポートできる体制（統計部門の総括体制を含む。）を整備することで対応する。
- 各府省は、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」（平成30年4月27日EBPM推進委員会・統計委員会決定）に基づき、職員の統計人材プロフィール（統計業務の経験年数、業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計業務経験者の中から素養のある者を繰り返し統計業務に就かせるなど、統計人材を計画的に育成する。過渡期には、総務省統計研究研修所のオンライン研修や、外部人材の受入れ等により補完する。

統計業務の知識経験が豊富な人材を育成している府省においては、統計作成側の視点にとどまらず、統計利活用の視点を習得させる観点から、政策部門等における勤務経験を計画的に付与する。

外部人材については、最新の研究成果の取り込み等の観点からも、若手研究者等の任期付職員としての採用や学界との交流に取り組む。

また、調査設計・集計・分析に高度な統計技術を必要とする重要統計には、当該統計に関する豊富な知識経験を有するスペシャリストを計画的に育成する。

職員が積極的に知識経験の習得に努め、誇りを持って統計作成に携われるよう、統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（処遇等）を検討する。

2. 情報システムの適正化

毎月勤労統計等の事案で見られたように、改修などに対応できる者が限られ、また、業務仕様を明記した資料が不十分であるなど、いわば「ブラックボックス化」しているシステムの存在が確認された。

(改善策)

- 「ブラックボックス化」しているシステムについては、仕様書等を早急に整備するとともに、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討する。

3. 政府全体の統計ガバナンスの確立

各府省の統計作成プロセスの適正化を実現するため、総務省（統計委員会含む。）の関

与・支援の在り方も見直し、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善を図り、そのための体制の整備等を行う。

(改善策)

<調査計画の履行状況の確認>

- ・ 総務省は、各府省が調査後に実施した点検・評価結果に基づき、自ら承認した調査計画との整合性等を確認し、統計委員会に報告するとともに、必要に応じて調査計画の改善を求める。

<調査計画の承認審査の重点化>

- ・ 調査計画は、報告者の信頼確保・負担軽減、調査の効率的な実施、統計の精度確保及び調査結果の利活用増進に係る事項について重点的に記載・審査を行う一方で、その他の事項については、承認後の状況変化に対応し得る記載を許容して調査実施後の点検・評価において確認するなど、記載内容の見直しを実施する。

<情報の共有・支援>

- ・ 総務省は、各府省の協力を得て、困難事案の分析を行うとともに、各府省で発見された結果数値等の誤りに関する情報（原因、発見の端緒、再発防止策等）を収集分析して、各府省に提供するなど、情報の収集・分析・共有を通じて、各府省の統計作成への支援を行う。

<統計の専門機関による各府省に対する支援>

- ・ 統計の専門機関である総務省統計局、統計研究研修所、(独)統計センターは、各府省の統計作成への積極的な支援（相談・支援窓口の設置、各府省への人材派遣、研修生の受入れ、調査の共同実施、受託調査等）を行うこととし、そのための基盤を整備する。
- ・ 総務省統計研究研修所は、職制上の段階や業務レベル等に対応した研修を実施し、業務スキルを認定することにより、各府省の計画的な人材育成や能力に応じた処遇等に活用できるようにする。

IV. その他

1. フォローアップ

今回の第一次再発防止策については、今後、統計法（平成19年法律第53号）第55条第1項の施行状況報告を活用するなどして、統計委員会において、継続的にフォローアップし、その結果を公表する。

このフォローアップにおいては、今回新たに導入する諸方策について、リスク（問題発生の可能性や発生時の影響の大きさ）に見合ったものとなっているか、コストに見合う効果が期待できるか等を確認し、対策の強化・中止の両面から見直しを検討するものとする。

2. 一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善

(1) 各府省の対応

一斉点検において、承認された調査計画との相違が確認された統計について、統計幹事の下で、別紙の対応方針に沿って、改善を進める。

このうち、「1. 調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り」については、速やかに改善を実施し、総務省を通じて統計委員会に報告する。

「2. 調査計画との間に相違が確認されたもの」については、調査ごとの改善案（調査実施方法・内容を改めて調査計画どおりに実施、調査計画を改正など）を検討し、令和元年末までに総務省に報告する。

(2) 総務省及び統計委員会の対応

総務省は、各府省から報告された個別改善案の内容を確認し、統計委員会に報告するとともに、その概要を公表する。なお、個別改善案の履行状況については、総務省における調査計画の変更承認審査時や統計委員会における施行状況報告審議時等に確認する。

併せて、上記Ⅲ「3. 政府全体の統計ガバナンスの確立」の改善策中の〈調査計画の承認審査の重点化〉について検討する。

一斉点検による事案の概要	対応方針
1. 調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業ミスによる結果数値等の誤り ・ 調査実施手順の細部の相違 ・ 調査関連告示の未修正 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結果数値等の訂正・公表を速やかに実施 ・ 調査手順・手続を速やかに改善
2. 調査計画との間に齟齬が確認されたもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集計事項の一部の未集計・未公表【集計事項】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集計予定のないものを誤って集計事項とした場合には、計画から削除又は見直し ・ 結果数値の精度や秘匿の観点から公表に適さない集計事項は、計画からの削除又は見直し ・ その他は、可能な限り速やかに集計・公表
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部媒体による公表の未実施【公表の方法】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットによる公表を原則として、印刷物はニーズが認められる場合に作成・提供
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公表の遅延【公表の期日】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遅延が繰り返して発生している調査は、その原因に応じて、業務プロセスや体制の見直し、主要項目に絞った速報値の公表等による遅延の解消を検討。これらの対応によっても解消が困難な場合、申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）に定める公表期限や利活用ニーズも踏まえつつ、公表期日等の見直しを検討 ・ 月次統計にもかかわらず、数か月に及ぶ遅延が継続的に発生しているものは、月次統計の必要性について再検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母集団情報の変更漏れ【報告者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ e-Stat 及び各府省のホームページにおいて、使用する母集団情報の名称や年次等を掲載することを検討 ・ 上記の掲載を実施している場合、計画には使用している母集団情報の適切性を概括的に確認できる記載を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象の縮減【調査の対象となる母集団の地域的及び属性的範囲。報告者】 ・ 報告者数の増減【報告者】 ・ 調査方法の相違【調査方法】 ・ 回答期限繰上げによる調査期間の短縮【調査実施期間】等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）で求めている品質の表示を踏まえ、e-Stat 及び各府省のホームページにおいて、標本設計や標本の規模等について、統一的な定義・用語を用い、適時、明確に掲載することを検討 ・ 報告者数（標本調査の場合は、通常、標本の規模を意味する。）や調査方法等が継続的に計画と相違している場合、個別に結果精度への影響や報告者負担等の観点から計画の変更や記載内容の見直しを検討

資料編

目次

1. 一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価（令和元年5月16日第4回部会において整理）P16
2. 影響度による区分（令和元年5月9日第3回部会資料）P17
3. 基幹統計の点検結果の整理について（令和元年5月16日第4回部会資料）P18
4. 一般統計調査の点検について（令和元年5月16日第4回部会資料）P23
5. 基幹統計調査に係る書面調査票【様式】P29
6. 点検検証部会の開催経緯P43
7. 点検検証部会構成員名簿P46

一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価

影響度区分	基幹統計調査	一般統計調査
IV 数値の誤り (利用上重大な影響)	1 調査 (毎月勤労統計調査)	—
III 数値の誤り (利用上重大な影響なし)	2 調査 (建設工事統計調査、小売物価統計調査)	1 6 調査 (最低賃金に関する実態調査、労務費率調査、通信利用動向調査、学術情報基盤実態調査、大学等におけるフルタイム換算データに関する調査、雇用動向調査、雇用の構造に関する実態調査、労使関係総合調査、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査、食肉検査等情報還元調査、賃金引上げ等の実態に関する調査、森林組合一斉調査、特用林産物生産統計調査、全国貨物純流動調査、水害統計調査、環境にやさしい企業行動調査)
I ～ II 数値の誤りなし	1 調査 (注1)	1 1 調査 (注2)
	2 0 調査 手続上の問題のみ	1 2 9 調査

(注1) 賃金構造基本統計調査 (注2) このうち2 調査は影響度Ⅲの1 6 調査と重複計上

※レベルIとIIはいずれも数値誤りがない場合で、これを厳密に区分する意味は大きくないことから、今回は「I又はII」「Ⅲ」「Ⅳ」の3区分で評価

影響度による区分

- I 数値の誤りも利用上の支障も生じない場合
- II 数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す場合
- III 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り
- IV 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り

※「利用上重大な影響」とは、数値の誤りが発生した箇所が、

- ・ SNA、QEその他重要な統計を作成する際の主要な材料
- ・ 国が交付する給付金等の金額の算定根拠
- ・ 重要な政策の立案・実施の根拠
- ・ 民間企業等の重大な意思決定の根拠

として 直接的に用いられている場合（参考資料にとどまる場合は除く）
で、誤りの内容がそれらの作成・決定内容に影響（軽微な場合は除く）
を及ぼす可能性があると思われる場合

基幹統計の点検結果の整理について

令和元年5月16日
第4回点検検証部会資料

影響度による区分

- I 数値の誤りも利用上の支障も生じない
- II 数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す
- III 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り
- IV 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り

※「利用上重大な影響」とは、数値の誤りが発生した箇所が、

- ・SNA、QEその他重要な統計を作成する際の主要な材料
- ・国が交付する給付金等の金額の算定根拠
- ・重要な政策の立案・実施の根拠
- ・民間企業等の重大な意思決定の根拠

として直接的に用いられている場合(参考資料にとどまる場合は除く)で、誤りの内容がそれらの作成・決定内容に影響を及ぼす可能性があると思われる場合

○結果数値の訂正が必要なもの

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建設工事統計	事業者からの報告内容に誤記載があり、実態より大きい値で公表	III	・内閣府が公表する「月例経済報告」では、本調査の「受注高」が利用されているが、修正が発生した項目は利用していない ・外部からの本数値の使用を目的としたデータ提供依頼はない ・内閣府の「国民経済計算」においても影響がないことを確認	・平成31年1月24日及び2月20日に修正値について公表済

○計画上の集計事項の中に集計・公表されていないものがある

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
総務省	住宅・土地統計	調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない	I 又は II	調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する
総務省	経済構造統計	調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない	I 又は II	調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する
総務省	全国消費実態統計	①調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない ②調査の結果サンプル数が少なく結果精度の面から集計・公表に適さないと判断したため、集計及び公表を行っていない	I 又は II	①調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない ②調査の結果、結果精度の面から集計・公表に適さないと判断したものを除く処理をしたものであり、利用上の支障は生じない	統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する
財務省	法人企業統計	年次別調査において、平成20年度から平成29年度までの「損害保険業」の「配当率」、「配当性向」、「内部留保率」が掲載漏れ	I 又は II	・左記の3つの比率は、既に公表している「損害保険業」に係る「配当金」、「資本金(期首・期末平均)」等から算出可能 ・掲載が漏れていた事項をe-Statへ追加的に掲載するという事案であり、遡及改定等の修正が必要となるものではなく、既存のデータに対する影響はない	掲載漏れとなっていたデータについて、平成31年1月24日に財務省HPに掲載済e-Statへは1月29日に掲載済
文部科学省	学校教員統計	1. 「給料月額別職名別教員構成」を特別支援学校全体のみ集計し、公表していたが、障害種別には集計、公表していなかった	I 又は II	1. 特別支援学校の障害種別に係る集計結果の掲載漏れによって影響が生じたという事案は特段認められず、当該事項に係る調査票情報の提供申請もなかった	1. 集計の上、e-Statに掲載済
		2. 「短期大学」・「高等専門学校」における、「年齢区分別 専門分野別 本務教員の自校出身者の占める比率」について、刊行物には掲載していなかった	I 又は II	2. 刊行物への掲載が漏れていたものであるが、もともと調査計画で集計事項本体と閲覧公表(インターネットのみに掲載)の両方同じ事項を記載していたもの	2. 刊行物への掲載の必要性を再検討しつつ、今後は調査計画に沿った掲載を行う
厚生労働省	毎月勤労統計	調査計画上集計・公表することとしていた「産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数」を公表せず、「事業所割合」で公表	I 又は II	報告のあった事業所が特定される可能性があるため、秘匿性確保の観点から「数」ではなく「割合」に変更したもの	秘匿処理の方法を検討の上、公表する

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建築着工統計	「用途別、構造別、大都市別表」等において、計画上の集計事項の集計を行っていなかった	I 又は II	当該事項の集計に必要なデータは、集計したとしても建築物の特定を行いやすく、公表の際には相当の秘匿処理を必要とする可能性があることから、公表することが必ずしも統計利用者の利便に資するとは限らない	当該集計表の必要性について検討
国土交通省	鉄道車両等生産動態統計	調査計画上、集計することとなっている車種別「改造」、「修理」の区分の合計である「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」を、年報において作成していなかった	I 又は II	平成21年度より改造・修理についてのみ月次調査から四半期調査に変更したことにより、四半期報における必要な統計表として、新たに「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」の作成を始めたが、年報においては従来通り「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」の作成を行っていなかった。	平成31年2月14日公表済
経済産業省	経済産業省企業活動基本統計	平成25年に調査計画を変更した際、統計は最新の集計表で作成したが、35の集計表のうち1表については、過去の内容で変更申請を行ったため、調査計画内の1表が最新の内容でなくなっていた	I 又は II	調査計画中の表章様式の誤記載箇所を修正する変更申請手続きが行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	平成29年6月に調査計画を変更し、現在は最新の内容となっている

○都道府県における抽出作業の手順が、国が示した手順と細部において相違したものの

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建築着工統計	一部の都道府県における抽出作業の手順が、国土交通省が示している手順と細部において相違していた（抽出の発出番号や抽出間隔が異なる等）	I 又は II	一部の都道府県（4県）において無作為抽出手順の細部が相違していたものであり、利用上の支障は生じない	当該都道府県に対して改めて適切な手順で抽出するよう指示

○その他手続等の問題があるもの（計画変更手続の未実施）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
経済産業省	商業動態統計	標本抽出に用いる母集団名簿を平成24年時点から平成26年時点の最新のものに更新したが、総務大臣への変更申請手続きが行われていなかった	I 又は II	調査自体は適切に行われたが手続が漏れていた事案であり、利用上の支障は生じない	・調査計画上に記載されている母集団と実際に利用している母集団は異なることを当該統計調査のHPに注記 ・調査計画上の母集団の記載を変更する申請手続きを早急に行う（総務省と相談中）

○その他手続等の問題があるもの（告示が未修正）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建築着工統計	調査計画通りに調査は実施されたが、標本抽出方法を示す告示において、必要な修正が行われていなかった	I 又は II	調査自体は適切に行われたが告示が修正されていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づき標本設計の変更を検討中であり、その結果を踏まえ対応

○その他手続等の問題があるもの（公表期日の遅延）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
文部科学省	学校教員統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約2か月遅延	I 又は II	過去調査4回分（平成19年度調査以降）の調査の公表日を確認したところ、中間報告において断続的に発生。確報は遅延なし。（※3年に1回調査を実施）	調査計画記載の公表期日通り公表する
文部科学省	社会教育統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約3か月遅延	I 又は II	過去調査4回分（平成17年度調査以降）の調査の公表日を確認したところ、中間報告において断続的に発生。確報は遅延なし。（※3年に1回調査を実施）	調査計画記載の公表期日通り公表する

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
厚生労働省	薬事工業生産動態統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から 月報（平成30年1月）で約6か月の遅延 年報（平成28年）で約9か月の遅延	I 又は II	年報は平成26年以降、遅延、月報は平成21年以降、遅延 ※年報は平成22年分以降、月報は平成21年分以降の調査の公表日を確認 昨年、公表の遅延改善等を目的として、調査のオンライン化など調査方法を変更。 （平成30年1月総務省承認、平成31年1月から実施済）	・調査客体を集約し、調査票収集を迅速化 ・紙・電磁的記録媒体・オンラインのいずれで報告しても可としていたが、原則オンライン報告とし、エラーチェック機能を拡充することにより、データ精査に要する期間を大幅に短縮 ・紙調査票のデータ入力に要していた時間の短縮
厚生労働省	医療施設統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から 静態調査で約2か月の遅延（平成29年調査）	I 又は II	静態調査は平成23年以降、遅延 ※動態調査（平成30年10月分）については、遅延なし	調査計画（公表の期日等）等の見直し
厚生労働省	患者統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から2か月遅延（平成26年調査）	I 又は II	平成23年以降、遅延	調査計画（公表の期日等）等の見直し
農林水産省	牛乳乳製品統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から確報が出ている平成29年の公表の調査でみると、1～2日の遅延	I 又は II	平成18年以降、遅延	公表実態に合った期限に改めるべく、調査計画の変更を申請 総務省統計委員会の点検検証部会での再発防止、統計の品質向上等を目指した検証作業に積極的に協力
農林水産省	農業経営統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から確報が出ている平成29年度の公表の調査で見ると、22調査区分のうち12調査区分について調査計画上の公表期日より1～5か月程度の遅延	I 又は II	平成16年以降、遅延	公表実態に合った期限に改めるべく、調査計画の変更を申請 総務省統計委員会の点検検証部会での再発防止、統計の品質向上等を目指した検証作業に積極的に協力
経済産業省	経済産業省企業活動基本統計	平成29年速報について、平成30年1月中に公表する予定であったが、公表準備中に調査対象企業の報告値に誤りがあることが判明したため、公表日が2日遅延	I 又は II	速報の公表が2日遅れ（単発の事象）	平成30年2月2日に公表 なお、平成30年速報については、平成31年1月24日に公表している
国土交通省	建築着工統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約6か月遅延	I 又は II	確認できるのは 昭和45年分以降（補正調査結果） ※建築物着工統計等については遅延なし	公表期日の見直し
国土交通省	自動車輸送統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約3か月遅延	I 又は II	確認できるのは 平成6年4月分以降（月報）	公表期日の見直し
国土交通省	港湾統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・月報で約8か月遅延 ・年報で約1か月遅延	I 又は II	確認できるのは 平成元年1月分以降（月報） 平成28年分以降（年報）	公表期日の見直し
国土交通省	造船造機統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・月報で約1か月遅延 ・四半期報で約1か月遅延	I 又は II	確認できるのは 昭和46年1月分以降（月報） 平成21年第2四半期分以降（四半期報）	公表期日の見直し
国土交通省	鉄道車両等生産動態統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・四半期報で約1か月遅延 ・年報で約1か月遅延	I 又は II	確認できるのは 平成21年度第1四半期分以降（四半期報） 平成28年度分以降（年報）	申請どおり公表の方針 ・丁寧な督促を鋭意実施したことにより、公表期日からの遅延が14日に縮小したことから、引き続き、調査計画どおりの公表に向け、鋭意督促を行っていく
国土交通省	法人土地・建物基本統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・速報で約1か月遅延 ・確報で約3か月遅延	I 又は II	平成20年、25年調査結果公表分	申請どおり公表の方針 ・調査票回収、回答内容の審査等の各業務を前倒しで行うとともに、調査結果の審査等を合理化する

○その他手続等の問題があるもの（公表方法の変更）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
経済産業省	ガス事業生産動態統計	計画上は、統計データを資源エネルギー庁ホームページ及びe-Stat掲載することとしていたが、資源エネルギー庁ホームページには全データを掲載していたものの、e-Statには月報のみの掲載となっていた	I 又は II	四半期結果の集計表のみ、e-statへの掲載がされていなかったものであり、資源エネルギー庁ホームページでの公表はされている	判明後、直ちにe-Statにも全データを掲載
国土交通省	自動車輸送統計	計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある	I 又は II	月報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施	・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する
国土交通省	港湾統計	計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある	I 又は II	月報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施	・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する
国土交通省	造船造船機統計	計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある	I 又は II	月報及び四半期報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施	・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する

厚生労働省追加報告（賃金構造基本統計）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
厚生労働省	賃金構造基本統計	調査票の配布・回収方法 総務大臣の承認を受けた調査計画では、「調査員調査」で行うとされているが、実際には配布・回収ともにほぼ全ての事業所について「郵送調査」により実施されていた。	I 又は II	・いつから郵送調査の導入を開始したのか特定できず、調査方法の変更による調査結果への影響についての判断は困難だが、最近の回収率は70%台で安定的に推移しており、平成30年度で72.4% ・標準誤差率をみても、目標精度は概ね達成できている（労働者数の少ない一部の層を除く）	・調査精度の確保・向上及び調査の効率的実施の観点から、郵送調査を原則とする一方、一括調査方式の導入等を実施。一括調査方式においては、電子媒体による調査票提出も可能とするよう措置 ・複数の調査方法による回収状況や督促履歴を厚生労働本省と都道府県労働局との間でオンタイムで管理・共有する方を導入 ・結果公表に当たり、これまでの調査方法について調査計画との相違が生じていたことや、回収率の推移等、結果利用上参考となる情報提供を充実
		報告を求める期間 調査計画で定めた期間よりも、短い提出期限を報告者に通知している例があった。	I 又は II	・結果数値に影響の出る事案ではないが、調査計画では、「調査票を調査実施年の7月31日までに、都道府県労働局長に提出する」としていたが、これよりも早い提出期限を定めた例があった。	・提出期限を7月31日と明記した上で、厚生労働省から一括して調査票を配布し、統一する
		調査対象の範囲 調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」を含めていたが、実際の調査では、そのうち産業小分類766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。	I 又は II	・いつから除外を開始したのか特定できず、調査対象除外としたことによる調査結果への影響についての判断は困難だが、バー、キャバレー等の労働者数が占める割合から見ると、除外によって結果に大きな影響を及ぼすことはないと考えられる（宿泊業、飲食サービス業に占めるバー、キャバレー等の労働者数の割合：2.2%）	・令和元年調査においては「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象に含めて実施 ・結果公表に当たっては、統計利用者に対する丁寧な情報提供を実施
	集計事項 調査計画では、集計することとされている事項のうち、「企業規模5～9人」について、集計結果は存在するものの統計表を公表していないもの（（1）①ア（ケ）職種、年齢階級別所定内給与額等、（シ）初任給額等）、集計していないもの（（1）①ア（オ）標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布、（ス）初任給額の分布）があった。	I 又は II	・集計結果を公表していなかった事案であり、統計の利用において影響のある事案ではないが、調査計画を変更するなどの判断が行われていないまま保留されていたもの。 ・主要な統計表については、企業規模5～9人についても公表されており、これら未公表等の集計表に関する問い合わせ等もこれまでなかったことから、未公表であったことによる大きな影響はないと考えられる。	・過去の調査分に関しては、統計的な見地から集計結果を精査した上で、必要な対応を検討するとともに、職種等を見直すことが予定されている2020年調査の調査計画の変更の中での対応も含めて、適切な対応を検討中。	

点検対象外の事案

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
総務省	小売物価統計	大阪府知事任命の（大阪市、枚方市及び東大阪市の）統計調査員が不適切な調査事務を行っていたため、該当品目の平均価格に修正が発生	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な事務処理があったのは、全国約21万の価格データのうちの約180価格（価格の訂正を行ったのは、約50価格） ・本調査結果を用いている消費者物価指数の公表済数値に影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年1月31日に全都道府県に対して注意喚起の文書を発出 ・大阪市、枚方市及び東大阪市の該当品目に係る遡及集計を行い、平成31年2月22日に遡及集計結果及び正誤表を公表

※部会長の指示の下、事務局にて作成

一般統計調査の点検について

一般統計調査^(232調査)に関する点検について

各府省から報告があったものを「影響度の区分(5月9日点検検証部会)」(資料1-1)に照らして整理すれば、以下のとおり

1. 影響度区分Ⅳ(利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り) 該当なし

2. 影響度区分Ⅲ(利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り) 16調査(うち14調査は訂正結果公表済)【2・3ページ参照】

①一部の集計表において必要な復元推計を行っていないかった(2調査) → 再発防止の観点から点検検証部会で確認が必要

②報告者の誤記入、受託業者のミス、プログラム設計ミス等による結果数値の誤り(14調査) → 訂正未実施の調査は速やかに訂正・公表

※当該箇所は、SNA、給付等に直接使用されるものではないことから、重大な影響は生じないと考えられる。

3. 影響度区分Ⅰ～Ⅱ(数値の誤りは生じていない)と考えられるが、結果精度への影響の観点から確認が必要 11調査【4・5ページ参照】

1)調査対象の範囲(4調査)

調査対象から一部の業種を除外

例「バー、キャバレー、ナイトクラブ」、「自動販売機」

2)抽出方法等(5調査)

全数調査を標本調査にて実施、
少ない調査対象数で実施 等

3)調査方法(2調査)

調査員調査の全部又は一部を
郵送調査にて実施

→ ①結果精度への影響について、点検検証部会において確認が必要、②調査計画どおり実施又はユーザーニーズ等を踏まえた上で調査計画の見直し。

※その他結果数値に影響のない手続上の問題のみの調査(129調査)【影響度区分Ⅰ～Ⅱ】

公表遅延(81調査)

・調査票の回収遅れに伴う
公表期日の遅れ 等

調査方法、調査組織(8調査)

・郵送ではなくオンラインで実施、
一部地方支部局を經由せず実施

集計事項(50調査)

・不要な事項を調査計画に
記載、集計済事項を未公
表 等

公表方法(9調査)

・自省HP記載済であるものの、
e-Statへの掲載漏れ 等

調査期間、提出期限、基準
日等(40調査)

・配布時期や回収時期の
遅れ 等

報告事項(5調査)

・新たに生じたニーズに合わせ
た調査事項の追加 等

抽出方法等(31調査)

・母集団名簿の最新情報
への更新 等

その他(4調査)

・日本標準産業分類以外に独
自分類を用いて集計 等

→ ①担当府省において調査計画どおり実施又はユーザーニーズ等を踏まえた上で調査計画の見直し。総務省において審査、フォローアップを実施のうえ、部会に報告
②統計法に基づく調査計画の承認事項の見直しについても検討

※各省からの報告総数154調査(重複計上あるため、上記の合計と一致しない)

点検結果：結果数値の訂正を伴うもの

○復元推計を行っていない調査(2調査)

統計調査名	事案の概要	対応
最低賃金に関する実態調査(厚生労働省)	<p>・賃金改定状況調査のうち、一部の集計表(産業別の賃金引上げ・引下げ実施事業所の割合等)で復元を行っていないかった。</p> <p>※最低賃金は本調査のほか様々なデータ、要素を総合的に勘案して最低賃金審議会において審議し、決定及び改正等がなされていることから、最低賃金の水準に影響はない(中央最低賃金審議会においてもその点は了承されている。)</p>	5月14日の中央最低賃金審議会に報告済 同日、復元推計した集計値を公表済
労務費率調査(厚生労働省)	<p>・労務費率調査の統計表のうち、①「労務費率に係る統計表」については復元処理を適切に行っていた。しかし、②「下請事業者数別構成割合」、③「確定保険料額別構成割合」及び④「延労働者数別構成割合」については、集計作業時のチェックが不足していたことにより復元処理が行われていなかった。</p> <p>※統計表のうち、①「労務費率に係る統計表」に限り、労務費率(建設事業における請負の場合の労災保険料の算定に使用される。)の改定の基礎資料として施策の企画・立案に活用しているが、それ以外の②～④の3表は、政策立案、予算積算、他の指標のいずれについても活用されていない。</p>	平成31年4月26日付で正誤情報を公表済

点検結果：結果数値の訂正を伴うもの

○その他の結果数値訂正が必要な調査(14調査)

統計調査名	事案の概要 ※利活用への影響は「影響度の区分」(資料1-1)に照らして記載	正誤公表
通信利用動向調査(総務省)	請負事業者のプログラムミスにより、全143表のうち1表の一部項目を訂正(「導入しているIoTのシステムやサービス」を訂正)。SNA・QEの利用項目ではなく、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.3.29
学術情報基盤実態調査(文部科学省)	調査システムの構築を委託した事業者のプログラムミスにより、全65表のうち2表の一部項目を訂正。主に省内で施策立案の参考に用いられる資料であり利用上重大な影響は生じないと考えられる。	R1.5.15
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査(〃)	委託事業者のプログラムミスにより、全42表のうち2表の一部項目を訂正(研究資金の金額に係る項目)。他の統計調査や業務等への影響は確認されており利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.8
雇用動向調査(厚生労働省)	復元推計作業に毎月勤労統計調査のデータを用いているため再集計が必要。施策の参考資料として用いるものであり施策決定の根拠として直接的に用いられたいないため、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	再集計中 H31.3.29 (一部公表済)
雇用の構造に関する実態調査(〃)	同上	再集計中 H31.3.29 (一部公表済)
労使関係総合調査(〃)	同上	H31.3.15
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(〃)	委託事業者のプログラムミスにより、全191表のうち6表の一部項目を訂正。取得事業所が少ない(1%未満の)個別加算に関する結果表で、会議等でも活用していないため利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26
食肉検査等情報還元調査(〃)	報告者(地方自治体)からの報告誤り及び職員による集計誤りにより、全15表のうち1表の一部項目を訂正。疾病発生数のわずかな訂正であり施策等への利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26
賃金引上げ等の実態に関する調査(〃)	全127表(e-Stat)中の1表について、報告書掲載統計表の数値誤り。(他調査の利用項目ではないため、利用上重大な影響は生じないと考えられる。)	H31.3.7
森林組合一斉調査(農林水産省)	調査対象の報告誤りにより、全149表のうち1表の一部項目を訂正(森林経営計画の件数)。監督指針等の森林組合制度の見直し等の基礎資料に用いているが、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.2.18
特用林産物生産統計調査(〃)	報告者(地方自治体)からの報告誤りにより、全173表のうち57表の一部項目を訂正。SNAに一部項目(竹材、木炭の生産量)が使われているが、わずかな訂正(竹材1,197→1,196千束、木炭15,942→15,941トン等)であること等からSNAの結果数値に影響を及ぼすものではなく、他の施策等へも利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.18
全国貨物純流動動調査(国土交通省)	委託事業者のプログラムミスにより、全152表のうち4表の一部項目を訂正。訂正した集計表については、その他の統計の作成の際に利用されていないこと、施策等の根拠として用いられないことから、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	R1.5.15
水害統計調査(〃)	報告者(地方自治体)からの報告誤りにより、単年の被害を示す全44図表のうち29図表の一部項目を訂正。水害統計は、治水計画の検討にあたり過去の被害の実績を表す参考的な情報として利用されるものであること、年間被害額における0.15%程度の訂正であることから、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26
環境にやさしい企業行動調査(環境省)	委託事業者の編集作業の誤り(貼り付け作業のミス等)により、詳細版全194表のうち2表、概要版全36表のうち5表を訂正。他の調査等への利活用事例は確認されており、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.16

点検結果：結果精度への影響について確認を要する調査

事案の概要及び統計調査名

	統計調査名	事案概要	影響等
1) 調査計画に記載した調査対象の一部を調査していない(4調査)	賃金構造基本統計調査試験調査(厚生労働省)	飲食サービス業等のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査せず。	賃金構造基本統計調査試験調査は、本体調査の基礎資料を得るための1回限りの調査。本体調査において対応予定。
	雇用動向調査(厚生労働省)	同上	「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、雇用動向調査の対象産業の事業所では全体の0.3%であり、結果全体に与える影響はほとんどないと考えられる。
2) 調査計画よりも標本数減少等につながる対応(5調査)	労使関係総合調査(厚生労働省)	労使関係総合調査については、上記に加え、生活関連サービス業等のうち「家事サービス業」、サービス事業等のうち「外国公務員も除外。	「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、労使関係総合調査の対象産業の事業所では全体の0.1%であり、結果に与える影響はほとんどないと考えられる。 「家事サービス業」及び「外国公務員」は計画上に除外する旨明記していたが、調査の性格上、元々対象外としているものであり、調査対象の母集団からも除外している。 ・除外した小分類の企業数が大分類の企業全体に占める割合は0.2~0.3%と極めて小さく、結果に与える影響は軽微と考えられる。 ・内閣府の「国民経済計算」において、本調査結果の一部が使用されているが、当該の小分類を母集団から除外した業種に係る部分は使用されていない。また、本事業に関する調査結果を、法令・予算・税等の設計に活用しているものは、確認した限り存在しない。
	中小企業実態基本調査(経済産業省)	小売業等のうち「自動販売機による小売業」、宿泊業等のうち「その他の宿泊業」(例：学生寮)、娯楽業等のうち「競輪・競馬等の競走場、競技団」(例：さゆう舎)を除外して調査を実施。	・放射線治療施設を有し、かつ一般病床が200床以上の一般病院について、約1,000施設(全数)との計画に対し、最新の母集団が1,361施設であったため無作為抽出した1,000施設への標本調査を実施。 ・最新状況が平成27年である「医療施設調査の結果を元に作成する名簿」ではなく、平成29年の情報を得られる「保険医療機関等管理システム」を母集団名簿として活用していた。
	保険医療材料等使用状況調査(厚生労働省)		・「医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする調査。医療材料の使用状況、実勢価格について同一の抽出率で抽出された割合や平均のみの調査であるため、復元は不要。 ・「保険医療機関等管理システム」と「医療施設等調査の結果を元に作成する名簿」とは、実質的に同じ範囲の対象(在宅診療を比較的多く実施している一般診療所)をカバーしていることが確認されており、名簿を変更しても、補足率の点で問題は無い。
	生活状況に関する調査(内閣府)	母集団名簿について、「住民基本台帳によるH30.1.1現在の人口」により作成するとしていたが、委託事業者のシステムへのデータ入力の実査までに間に合わないことから「H29.1.1現在の人口」により作成。	層別の標本配分に使用する情報であり、集計にも同じものが用いられているので、推計の欠陥や偏りを生じるものではない。
	青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)	調査地点の選定にあたり、調査計画では「平成27年国勢調査時に設定された調査区」を用いるとしていたが、委託事業者のシステムへのデータ入力の実査までに間に合わないことから「平成22年国勢調査時に設定された調査区」を使用していた。	層別の配分に使用する情報であり、集計にも同じものが用いられているので、推計の欠陥や偏りを生じるものではない。

点検結果：結果精度への影響について確認を要する調査（前頁続き）

事案の概要及び統計調査名

<p>2) 調査計画よりも標本数減少等に対応(5調査)</p>	<p>iii) 調査客体数が計画よりも減少</p>	<p>特定作物統計調査 (農林水産省)</p>	<p>2017年調査から調査計画を変更した際、一部品目について、変更前の調査計画の標本数で調査したことにより調査客体数減少(約970→843)</p>	<p>平成29年度調査結果については、①平成28年度調査では適正とされていた調査方法に基づくものであること、②十分な精度が得られており、政策への影響が生じていないことから、公表結果を訂正する必要はないと考えられる。</p>
		<p>生コンクリート流通統計調査(経済産業省)</p>	<p>平成29年度調査において、調査計画に基づき一定規模以上の生産量を持つ事業者は全数を対象とすべきところ、事前の確認にて、生産量が一定未満又は廃業済等のものは調査対象外と認識していたが、73件が事後的に調査対象(一定の生産量がある)と判明。結果として2473件中73件が未送付となった。</p>	<p>・計画通りに全数調査を実施した平成30年度調査の状況を踏まえ、回答が得られた事業者の生産能力に県別の稼働率をかけた推定出荷量を算出した結果と平成29年度調査合計出荷数量と比較したところ、未送付分の影響は全体の1%程度と推計でき、結果に与える影響は軽微と考えられる。 ・平成30年度調査については、調査計画に基づき、全数調査を実施。 ・なお、本調査は平成30年度調査をもって中止している。</p>
<p>3) 調査員調査の全部又は一部を郵送調査に変更(2調査)</p>		<p>港湾運送事業雇用実態調査(厚生労働省)</p>	<p>調査計画上は調査員調査とされているが、郵送調査及び職員調査も併用して実施している。</p>	<p>郵送調査においても8割を超える高い回収率となっており、特段の問題は生じていない。</p>
		<p>全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省)</p>	<p>平成27年に調査方法を調査員・郵送調査から郵送・オンライン調査に変更。</p>	<p>平成22年調査時にオートルックの普及による回答入手の困難さや訪問調査の被調査者の心理的負担等が課題となったため、インターネット環境の普及を踏まえつつ調査事務の効率化を目的として、平成27年調査時に調査員調査を廃止し、オンライン調査を導入した。 平成29年一斉点検時の指摘を踏まえ、平成30年度から次回調査方法等に関する有識者会議を開催しており、次回令和2年の調査までに調査計画の変更申請を適切に実施予定。</p>

④回収率の推移

区分	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年
調査対象数(a)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
回収数(b)	8,840	8,840	8,840	8,840	8,840
回収率(b/a)	88.4	88.4	88.4	88.4	88.4

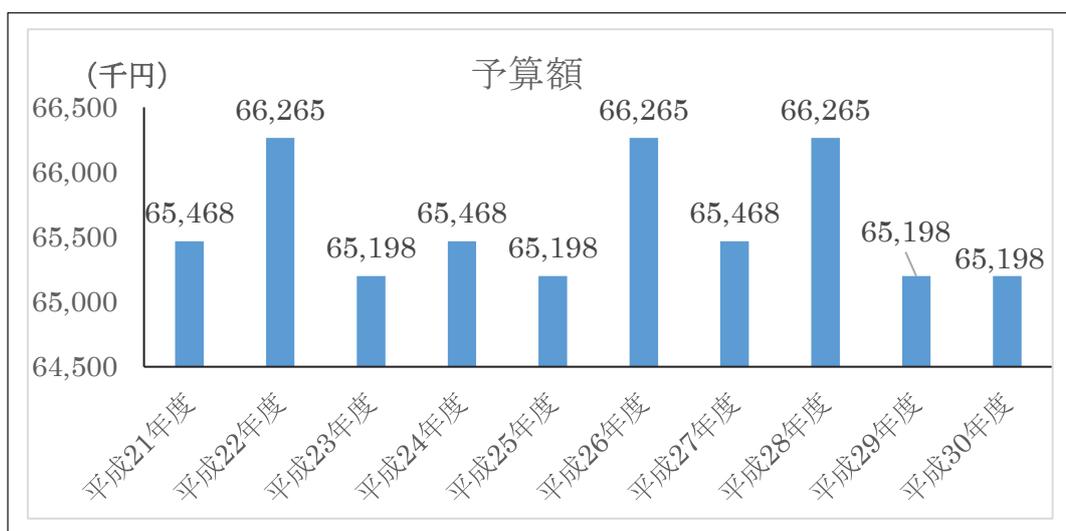
区分	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年
調査対象数(a)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
回収数(b)	8,840	8,840	8,840	8,840	8,840
回収率(b/a)	88.4	88.4	88.4	88.4	88.4

◆ 回収数に代替標本が含まれているか → 含まれている 含まれていない

- (注) 1 異なる属性的範囲を対象に調査を実施(例:世帯と企業を対象に実施)している場合は、それぞれ分けて作成してください。
- 2 回収率については、以下により記載してください。
- ① 1年未満の周期で行われる調査(月次調査、四半期調査等)は、平成21年～30年の年平均回収率
 - ② 年次・隔年調査、周期調査(3年周期)は、平成21年～30年における実施年の回収率(未実施年の欄には「-」を記載)。5年周期は、直近2回(平成21年以前となる場合も含む)の回収率

⑤予算額

※推移がわかるように過去10年度分の予算額をグラフで整理したものをプロット(下図は、千円単位で作成したグラフのイメージ)



2 再発防止に係る取組

① チェック・審査(実査、審査、集計の各段階)	
i) 実査段階におけるチェック	
◆ 調査票の記載内容の確認	
実施している調査方法をチェックし、当該調査方法により得られた調査票の記載内容の確認のための取組	
調査方法	調査票の記載内容の確認のための取組
<input type="checkbox"/> 調査員調査	<input type="checkbox"/> 調査員(委託事業者の調査員を含む)・指導員による目視 <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視

	<input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 郵送調査	
<input type="checkbox"/> オンライン調査 (電子調査票におけるプログラムチェック)	<input type="checkbox"/> 記入漏れのチェック⇒ <input type="checkbox"/> 調査事項の全部 <input type="checkbox"/> 調査事項の一部 <input type="checkbox"/> レンジチェック <input type="checkbox"/> クロスチェック <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> その他	(取組内容を記載)

(注)「レンジチェック」とは、価格などのように通常の値幅等がある場合、回答数値が一定の許容範囲内にあるか否かをチェックするもの。

「クロスチェック」とは、各調査項目間の関連性に着目し、その記入内容の矛盾や不合理をチェックするもの。

ii) 個票データの審査段階におけるチェック

◆ 審査段階におけるチェックの実施状況

個票ベースの調査事項の審査を実施しているか

→ 実施している

↳ システムプログラムによる審査を実施

目視による審査のみ実施 (理由:)

実施していない

↳ (理由:)

(システム・プログラムによる審査を実施している場合)

[チェックの内容]

〇〇調査票

全調査事項:50項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ※1	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ※2
チェック方法	①記入漏れのチェック	49 / 50		
	②レンジチェック	20 / 35		
	③クロスチェック	40 / 50		
	その他			
①～③の計		109 / 135		

(注) 調査票ごとに調査事項の通し番号(1、2、…)を振って、それぞれで実施しているチェック方法に応じて記載・整理したものを添付してください。そのうち、調査票ごとに本表に掲載している所定事項(「チェック有の項目数／全項目数」「検出総数(概数)」)を記載してください。

※1 全項目数は、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となり得ない事項は除外して算出してください。ただし、その場合、除外した理由を明記してください。

※2 検出総数の説明欄には、必要に応じて、検出総数がどのような値かの説明(初回チェックの検出件数、各回チェックの累計 など)を記載してください。

〔審査段階におけるチェック実施の考え方〕

◆ エラーチェックの対象となり得ない事項としている理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	(例) プレプリントを実施しているため
レンジチェック	(例) 数値以外を記入させているため
クロスチェック	(例) 全項目で実施しているため該当なし

◆ エラーチェックの対象となり得るが行っていない理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	
レンジチェック	
クロスチェック	

◆ その他のチェックを行っている場合、その内容と考え方

(内容 :)
 (考え方 :)

〔検出されたものの処理について〕

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、どのような考え方で疑義照会の対象を選定しているか。

[]

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、確認、訂正、除外等の処理をしていないものはあるか。

→ ある (内容 :)
ない

〔審査段階におけるチェックのルール化〕

◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（レンジチェック、クロスチェック等）や内容（レンジの幅等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

→ チェックの方法、内容ともに定めている
チェックの方法のみ定めている
定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

iii) 集計段階におけるチェック

◆ 集計された集計表の正確性を確保するため、チェックを実施しているか

→ 実施している
 ↳ システム・プログラムによるチェック
 目視によるチェックのみ実施（理由 :)
実施していない
 ↳ （理由 :)

(システム・プログラムによるチェックを実施している場合)

(「実施している」場合、該当するものすべてにチェック)

チェックの方法	実施状況の有無	理由
表内検算 (表内で論理矛盾がないか)	<input type="checkbox"/> 有 → 10表/10表 <input type="checkbox"/> 無	
表間照合 (表間で論理矛盾がないか)	<input type="checkbox"/> 有 → 3表/5表 <input type="checkbox"/> 無	
時系列チェック (過去の結果との比較)	<input type="checkbox"/> 有 → 10表/10表 <input type="checkbox"/> 無	
関連統計との比較 (民間データ等他のデータとの比較)	<input type="checkbox"/> 有 → 3表/3表 <input type="checkbox"/> 無	

(注)「実施状況の有無」欄は、チェックの方法が適用可能な集計表の数を分母 (右側) に、そのうちチェックを行っている集計表の数を分子 (左側) に記載してください。また、分母と分子の集計表の数に差がある場合はその理由を「理由」欄に記載してください。

〔集計段階におけるチェックのルール化〕

- ◆ 他の機関 (統計センター、地方公共団体、民間事業者等) においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法 (表内検算、表間照合等) や内容 (表間照合を実施する項目等) は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。
 - チェックの方法、内容ともに定めている
 - チェックの方法のみ定めている
 - 定めていない (地方公共団体、受託業者等の判断により実施)

② 委託事業者、地方公共団体の履行確認

〔委託事業者の履行確認〕

(委託事業者を経由して調査を実施している場合、以下にチェック)

i) 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ) (以下本項において「ガイドライン」という。) の実施状況

- ◆ 委託対象業務 ()
- ◆ 業務遂行能力等を踏まえた選定方法となっているか (ガイドラインⅢ1ウ)
 - 価格による競争入札方式
 - 総合評価落札方式
 - その他の選定方法 ()
- ◆ 業務の実施状況把握のために採っている措置の有無 (ガイドラインⅢ4(2)ア)
 - 有 無
 - (「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)
 - 定期的又は随時の報告の求め
 - 委託事業者に対する監査
 - その他 ()
- ◆ ガイドラインⅢ4(2)ア①に掲げる以下の項目について達成状況確認の有無
 - 有 無

(「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)

(共通)

- 調査票の誤送付等の状況
- 調査項目別の未記入及び不備の状況
- 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況
- 照会対応の状況及び効果 (疑義再照会率等)
- 督促の実施状況及び効果 (督促後回収率等)
- 収集したデータ (調査対象名簿、個別データ、集計データ等) の管理状況

(調査員調査のみ)

- 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
- 調査員への指導状況
- 報告者への訪問状況
- 不在等の場合における再訪問の実施状況

◆ ガイドラインⅢ 4 (3) に掲げる事項を仕様書等において定めているか

→ 定めている 定めていない

↳ (理由: _____)

◆ ガイドラインⅢ 5 (1) に掲げる再委託に関する禁止事項を遵守し、再委託の条件、手続、再委託先への業務指示の方法等について、契約書等に明記しているか。

→ している していない

↳ (理由: _____)

〔地方公共団体の履行確認〕

(地方公共団体を経由して調査を実施している場合、以下についてチェック)

i) 地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置

◆ 調査の実施状況把握のために採っている措置の有無 → 有 無

(「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)

- 定期的又は随時の連絡確認、打合せの実施
- 現場に職員を派遣しての実施状況の把握
 - 業務の節目及び完了時の報告聴取
 - その他 (_____)

ii) 国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施確保のために採っている措置

◆ 調査員設置状況の把握の有無 (名簿等の提出を受けている等) → 有 無

◆ 国から地方公共団体に手引等により求めている措置の有無 → 有 無

(「有」にチェックした場合、該当するものすべてにチェック)

- 研修等を通じ、正しい調査方法等の理解徹底
- 指導員等の巡回による実施状況の把握
 - 現場に職員を派遣しての実施状況の把握
 - 業務の節目及び完了時の報告聴取
 - その他 (_____)

◆ 国が地方公共団体を介さず直接行う実施状況把握調査の有無 → 有 無

(「有」にチェックした場合、具体的な内容を記入)

(_____)

③ 調査・集計方法の透明性

i) 統計調査の精度に関する情報の公開

◆ 基幹統計調査に関する情報の公開

総務省が基幹統計調査を対象に統計精度に関する情報の公表状況を調査して、統計委員会に報告した「統計精度に関する検査（統計精度検査）の標準検査（見える化状況検査）」（平成 29 年実施。平成 30 年 3 月フォローアップ）の評価事項に対する自己点検の結果

①標本設計		②調査方法 (データ収集方法)		③集計・推計 方法		④標本誤差 (標本調査のみ)		⑤非標本誤差		⑥他統計との 比較・分析	
H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2

※ 平成 30 年 3 月のフォローアップ以降に改善している場合は、それを踏まえたスコアを記載。なお、「H30.3」欄は総務省において記載

改善した部分について報告（ホームページ掲載の新旧を添付のこと）

[]

ii) 業務マニュアル等の整備状況

◆ 担当者が異動しても手順やノウハウが継承され統計の品質が確保されるよう、統計作成上のポイントや手順等が整理された文書（名称、体裁は問わない）の有無 → 有 無
 （「有」にチェックした場合）

→ 対象業務（全般、企画、標本抽出、実査、審査、集計、公表等）

（)

→ 内容を見直しているか

定期的実施（実施時期)

不定期実施 ()

その他 ()

④ プロセスごとの管理者の役割

i) 課室長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

[]

ii) 部局長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

[]

⑤ 結果数値の妥当性に関する外部(府省外)からの指摘

i) 外部からの、結果数値への疑義等の指摘の状況

◆ 外部からの指摘の有無 → 有 無
 (「有」にチェックした場合)
 → 指摘を踏まえ、訂正した件数(過去5年間)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数					

(注)「30年度」は、平成30年4月から31年2月までの件数

ii) 外部からの指摘への対応ルール

◆ 外部からの指摘があった場合、事実関係を把握し、適切に対応するルールの有無
 → 有 無
 (「有」にチェックした場合、その具体的内容を記載。別途、現物を提出してください。)

3 不適切事案の発生時対応に係る取組

① 必要なデータの保存

i) 調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限の定めの有無及び保管期限

データの種類	有無	保管期限の定めの有無	保管期限(「有」の場合)	期間満了後の措置
(1)-1 調査票情報 (記入済調査票)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(1)-2 調査票情報 (調査票の内容を記録した電磁的記録媒体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(1)-3 調査票情報 (その他)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(2) 調査関係書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(3) 中間生成物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(4) ドキュメント	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(5) 行政記録情報	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(6) メタデータ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄

(7)母集団復元情報 (上記に掲げるものを除く)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
-----------------------------	--	--	--	--

・「調査票情報」とは、統計法第2条第11項に規定するものをいう。
 ・「調査関係書類」とは、調査票以外であって、統計調査の実査段階（調査票の配布から回収に係る一連の活動という。以下同じ。）で利用する調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類で調査対象の識別を可能とするものをいう。
 ・「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。
 ・「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報及び匿名データがどのような情報であるか示す、また活用するために必要な情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報及び匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム作成のために必要な仕様等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。
 ・「行政記録情報」とは、統計法第2条第10項に規定するもののうち、統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けたものをいう。
 ・「メタデータ」とは、あるデータそのものではなく、当該データに付随するデータ自身についての関連する情報をいう。データ内容・特性の理解を助けるため、実査や集計等の統計作成の各段階における作業がどのように行われたかについての情報（調査時期、調査方法、調査対象、抽出方法、推計方法等に関する情報）もメタデータに含まれる。
 ・「母集団復元情報」とは、標本調査において母集団への復元推計を行う際に用いられる情報いう。

② 発生時点での対応ルール

i) 結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール（処理方法、記録）の有無、内容

◆対応ルールの有無 → 有 無
 （「有」にチェックした場合）
 上記ルール等の策定期間・内容（別途、現物を提出してください）
 ()

③ 行政利用の事前把握

i) 結果数値の利活用先を具体的に把握しているか

◆結果数値の利活用先を具体的に把握しているか（該当するものすべてにチェック）

SNA、QEの作成の際に利用されている
 その他の統計の作成の際に利用されている（利用されている統計名)
 政策の立案・実施の根拠として用いられている
 （政策等の名称)
 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている
 （手当等等の名称)
 月例経済報告に利用されている
 その他 ()

◆結果数値の利活用先の把握方法

()

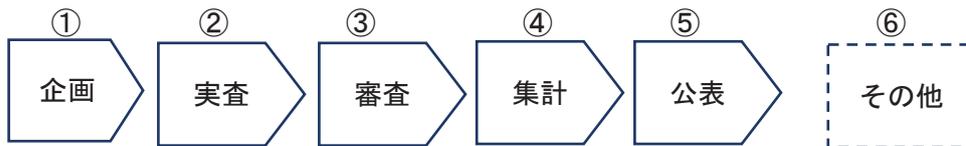
4 品質向上（上記以外）に係る取組

① 統計ニーズ（行政外を含む）の把握・対応

- ◆ 行政機関以外の利用者（例：民間シンクタンク、研究者）からのニーズを収集する取組の有無 → 有 無
（「有」にチェックした場合、その実績〔過去1年間〕）
（ ）
- （参考）一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数・e-Statダウンロード件数
（総務省において記載）
- ◆ 統計法に基づく調査票情報等の二次利用の状況（平成29年度）（総務省において記載）
 - ・ 調査票情報の二次利用（ ）件
※統計法32条に基づく行政機関等による2次利用、統計法33条に基づく調査票情報の提供
 - ・ オーダーメイド集計（ ）件
※統計法34条に基づき作成する統計の提供
 - ・ 匿名データの提供（ ）件
※統計法35条に基づき作成される匿名データの提供

② 担当職員数、職員の能力

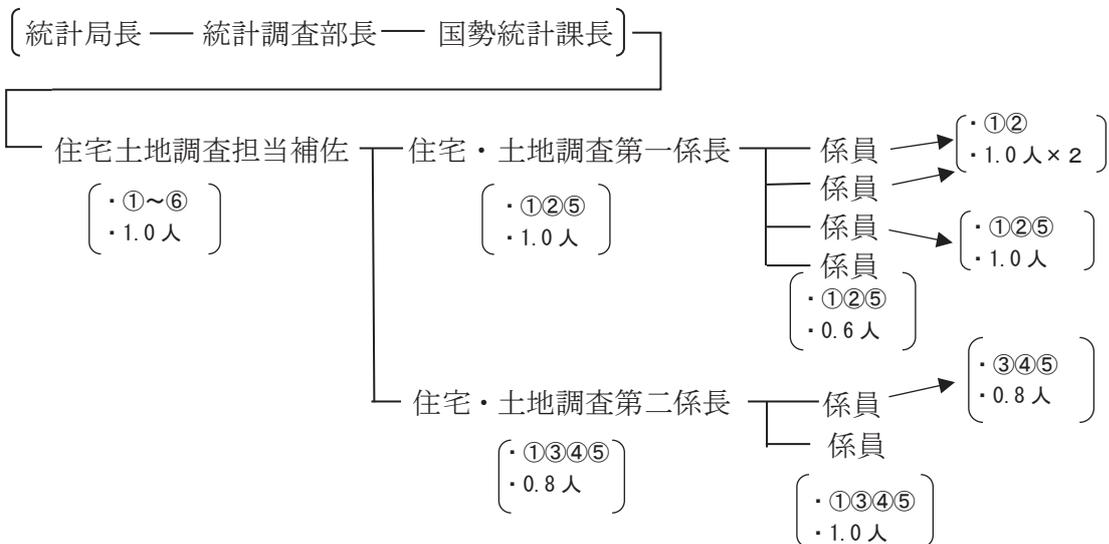
〔調査業務の流れ〕



〔調査担当部局課室・係〕 ※本府省のみ記載

※下図は住宅・土地統計を例にイメージ的に便宜整理したものであり、実際の業務割り振り等とは異なる。

上段：業務内容（①～⑥で実施業務をプロット）
下段：業務量按分



※再任用職員（時短含む）も含めて記載してください。期間業務職員は記載の必要はありません。

〔本統計の作成に従事する職員数（省令職以上を除く）〕

※時期によって職員数変動する場合、標準的な職員数となる時点で記載

業務量を按分した実員相当数	8.2人
従事する職員の人数（実員）	9人
うち、	
統計業務経験10年以上	0人
〃 5年以上10年未満	2人
〃 2年以上5年未満	3人
〃 2年未満	4人

期間業務職員の数 () 人

〔担当管理職（政令職、省令職）の統計業務経験等〕

- 統計業務の経験者、修士・博士号保有者、統計検定等の合格者のいずれかに該当 (○人)
 上記のいずれもなし (○人)

③ 統計作成に用いるシステムの概要、運用体制（関連システムの更新の適切性。古いシステムが使われていないか）

〔現行の審査・集計システムの概要〕

- ◆ どの業務についてシステムを用いているか（該当するものすべてにチェックし、その概要を記載）

システムを用いている業務	保有者	保有者の内製か外部発注かの別	システムの概要
<input type="checkbox"/> データのチェック・審査	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	
<input type="checkbox"/> 統計の作成・集計	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	

(注) 「システムの概要」欄には、①主なシステム構成、②システム構築時期（いつから使用しているのか）、③（外部発注のシステムの場合）過去10年間で業者の変更あったか（同じ業者が継続的に業務を受注しているか）、④OSの種類（例：Windows10, UNIXなど）（サーバー側、クライアント側）、⑤ソースプログラムに使用している言語（COBOL, JAVAなど）の種類、⑥システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期間な

5 過去5年間（平成26年1月～30年12月）における結果数値の訂正等事案の有無の状況

○ 結果数値の訂正等による正誤表情報の公表・提供

無

有 → (具体内容)

◆ 過去5年間の公表件数： 件

◆ 直近から遡って5事例を記載

(注) 公表した正誤表情報に関する資料を添付してください。

公表時期	H○.○.○				
事案概要（内容/ 時期/影響）					
事案発見の端緒 （発見した者/発 見日時）					
原因					
対応（結果数値の 訂正、事案の公表 等）					
再発防止に向け 採った措置					

統計職員数及び職員の統計研修の受講状況について

府省庁等名	
-------	--

1 統計職員数（常勤職員数）

平成 25 年 4 月 1 日現在	539 人
平成 30 年 4 月 1 日現在	584 人

うち、統計検定の合格者数（ 人）
 修士、博士号を有する者（ 人）
 その他（ ）（ 人）

※「統計検定」については、統計調査士、専門統計調査士を含みます。

2 職員の統計研修の受講状況

○ 自府省職員の統計研修の受講状況

（単位：人）

区分	研修名	研修期間		28 年度	29 年度	30 年度
統計基本課程 （本科）	本科（総合課程）	3 か月		○人	○人	○人
統計専門課程	人口推計	5 日間	 左記に相当する府省独自実施の研修の受講者数			
	国民・県民経済計算	5 日間				
	経済予測	5 日間				
	指数に関する研修 －鉱工業指数を中心に－	2.5 日間				
	地域分析	4 日間				
	政策立案と統計	2.5 日間				
	政策評価と統計	3 日間				
	産業連関表の作成・分析	5 日間				
統計基本課程	ミクロデータ分析 －R による統計解析－	4 日間				
	統計利用の基本	3 日間	○人 ○人 ○人	○人 ○人 ○人	○人 ○人 ○人	
	統計分析の基本	4 日間				
	経済統計の基本	3 日間				
	社会・人口統計の基本	2 日間				
	調査設計の基本	5 日間				
GIS による統計活用	2 日間					
統計入門課程	統計実務者向け入門	2 日間	○人 ○人 ○人	○人 ○人 ○人	○人 ○人 ○人	
	統計利用者向け入門	3 日間				
統計入門課程 （オンライン講座）	初めて学ぶ統計 －公務員のためのオンライン講座－	—	○人 ○人 ○人	○人 ○人 ○人	○人 ○人 ○人	
	統計データのできるまで －統計的推測の基礎－	—				
上記のうち、統計法や統計制度に関する研修を含むもの				うち ○人	うち ○人	うち ○人

（注）「区分」「研修名」及び「研修期間」は、総務省統計研究研修所が実施している研修を参考までに示しているものである。

点検検証部会の開催経緯

平成31年2月19日（火） 第1回点検検証部会

- 議 題：（1）点検検証部会の運営について
（2）基幹統計の点検結果等について
（3）今後の進め方について

平成31年3月5日（火） 第2回点検検証部会

- 議 題：（1）基幹統計の点検結果の整理について
（2）基幹統計の予備審査（統一的審査）について
（3）今後の進め方について

※平成31年3月22日（金）から4月25日（木）まで、第1、第2ワーキンググループ会合を開催（別紙参照）

令和元年5月9日（木） 第3回点検検証部会

- 議 題：（1）基幹統計に関するワーキンググループでのヒアリングについて
（2）今後の進め方について

令和元年5月16日（木） 第4回点検検証部会

- 議 題：（1）基幹統計の一斉点検事案の影響度評価について
（2）一般統計調査の点検について
（3）第1次再発防止策素案について
（4）重点審議の対象について

令和元年5月23日（木） 第5回点検検証部会

- 議 題：（1）第1次再発防止策素案について
（2）重点審議の対象について
（3）今後の進め方について

令和元年6月13日（木） 第6回点検検証部会

- 議 題：（1）重点審議（学校基本調査（システム変更の柔軟性）について）
（2）重点審議（「プログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止」の審議の進め方について）
（3）第1次再発防止策（案）について

令和元年6月20日（木） 第7回点検検証部会

- 議 題：（1）重点審議（最低賃金実態調査について）
（2）第1次再発防止策（案）について

(別紙)

(点検検証部会ワーキンググループ会合)
全ての基幹統計について、各府省からヒアリングを実施

・第1ワーキンググループ会合

平成31年3月27日(水) 第1回会合

- ・ヒアリングの進め方について
- ・国土交通省①(港湾統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計、船員労働統計、自動車輸送統計、内航船舶輸送統計)

平成31年4月3日(水) 第2回会合

- ・経済産業省①(工業統計、経済産業省生産動態統計、商業統計、商業動態統計、特定サービス産業実態統計、経済産業省特定業種石油等消費統計)

平成31年4月8日(月) 第3回会合

- ・文部科学省①(学校基本統計、学校教員統計、学校保健統計、社会教育統計)
- ・国土交通省②(建築着工統計、建設工事統計、法人土地・建物基本統計)

平成31年4月16日(火) 第4回会合

- ・厚生労働省①(国民生活基礎統計、人口動態統計、薬事工業生産動態統計)
- ・経済産業省②(経済産業省企業活動基本統計、石油製品需給動態統計、ガス事業生産動態統計)

平成31年4月25日(木) 第5回会合

- ・厚生労働省②(毎月勤労統計、賃金構造基本統計、医療施設統計、患者統計)

・第2ワーキンググループ会合

平成31年3月22日(金) 第1回会合

- ・ヒアリングの進め方について
- ・総務省①(全国消費実態統計、家計統計、小売物価統計、経済構造統計、科学技術研究統計、個人企業経済統計)

平成31年3月29日(金) 第2回会合

- ・財務省①(法人企業統計、民間給与実態統計)
- ・総務省②(国勢統計、住宅・土地統計、就業構造基本統計、社会生活基本統計、労働力統計)

平成31年4月5日(金) 第3回会合

- ・農林水産省①(農林業構造統計、漁業構造統計、農業経営統計、牛乳乳製品統計)

平成 31 年 4 月 12 日（金） 第 4 回会合

- ・ 農林水産省②（作物統計、木材統計、海面漁業生産統計）
- ・ 総務省③（地方公務員給与実態統計）

平成 31 年 4 月 19 日（金） 第 5 回会合

- ・ 加工統計（国民経済計算、産業連関表、人口推計、生命表、社会保障費用統計、鉱工業指数）

点検検証部会構成員名簿

	氏 名	現 職
部 会 長	河井 啓希	慶應義塾大学経済学部教授
部会長代理	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
委 員	川崎 茂	日本大学経済学部特任教授
委 員	嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
専門委員	大西 浩史	株式会社リアライズ代表取締役社長、 一般社団法人日本データマネジメント・コ ンソーシアム理事兼事務局長
専門委員	川口 大司	東京大学大学院経済学研究科教授
専門委員	篠 恭彦	一般社団法人日本能率協会審査登録セン ター専任審査員
専門委員	西 美幸	アビームコンサルティング株式会社 シニアマネージャー

(専門委員は 50 音順)